

議案第 5 2 号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
川崎市市民館条例の一部を改正する条例（平成 2 0 年川崎市条例第 3 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表の改正規定中

「

川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1, 1 0 0 番地 1
----------	-------------------------------

」

を

「

川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東 3 丁目 1, 1 0 0 番地 1 2
----------	------------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

中原市民館の移転先の位置の表示を変更するため、この条例を制定するものである。